

1 月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成29年1月26日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	市役所別館 3階会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 諫本 憲司 委員 永山 眞江 委員 佐藤 るり 委員 木下 靖郎
出席参与	教育次長 鈴木 俊行 教育総務課長 高瀬 享 学校教育課長 中島 靖彦 社会教育課長 田中 孝明 文化財保護課長 池田 寿生 博物館長 大島 誠一 咸宜園教育研究センター長 竹尾 秀広 淡窓図書館長 安養寺雄二 兼 世界遺産推進室長 体育保健課長 渡邊圭一郎 学校給食センター長 永瀬 常富 人権・同和教育室長 伊藤 伸也
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 衣笠 雄司
附議議案	議案第1号 日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正 について 議案第2号 日市民文化会館の指定管理者の指定の変更について 議案第3号 豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する 条例の一部改正について 議案第4号 平成28年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について 協議事項 日田市教育行政実施方針(平成29年度～平成33年 度)(案)について 報告第1号 平成28年12月期寄附採納について

<p>教 育 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから1月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、前回議事録の確認でございますが、12月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項でございます。</p> <p>教育長の一般報告につきましては、お手元に配付しております資料によりまして報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案第1号、日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、日田市三芳公民館の移転に伴いまして所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>社会教育課から御説明申し上げます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>それでは、議案第1号、議案集の1ページでございます。</p> <p>本案につきましては、日田市三芳公民館の新築移転に伴いまして、住所の変更を行うものでございます。改正前の住所が、日田市大字日高（下井手町）925番地2、改正後の住所が、日田市大字日高（下井手町）989番地でございます。</p> <p>附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>次に、議案集3ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>3ページ、3番の改正に向けた検討・経過について、まずは御説明を申し上げます。</p> <p>今回、平成20年3月に、移転先でございます事業用地を日田市土地開発公社が大分ひた農業協同組合より購入いたしました。面積が1,316.57平方メートル、評価額4,292万円での購入でございました。</p> <p>その後、平成25年10月に、地域の自治会長や議員等で構成されます三芳公民館建設委員会を組織し、建設に対する御意見、御要望等をお聞きし、その集約を図ってきたところでございます。</p> <p>平成27年8月には設計業務の委託を行い、平成28年2月末に設計業務の完了を見たところでございます。</p> <p>平成28年7月には新築工事請負契約を締結し、現在建設工事中であり、2月末には完成する見込みでございます。</p> <p>次に、4ページでございます。</p>

	<p>今後の予定といたしましては、工事完了後、3月に移転を完了し、4月1日からの供用開始となるものでございます。</p> <p>なお、6番の日田市三芳公民館の指定管理者につきましては、引き続き、一般財団法人日田市公民館運営事業団が行うものでございます。</p> <p>次に、議案集の5ページでございます。</p> <p>三芳公民館の床面積でございます。公民館施設につきましては443.86平方メートル、駐輪場が11.2平方メートル、合計455.06平方メートルでございます。</p> <p>旧三芳公民館は鉄骨造2階建てでございましたが、新しい公民館につきましては、木造平屋建てで建設を行っております。</p> <p>最後に、8番、移転に関する経費でございますが、表にありますとおり、実施設計費351万2,000円、新築工事費が1億3,000万円、解体工事費として264万6,000円、備品購入費が270万円でございます。</p> <p>なお、議案集の6ページ、7ページには、配置図と平面図を資料として添付いたしているところでございます。</p> <p>以上、御説明を終わります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について説明がございました。三芳公民館についてでございますが、これについて御質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、御質疑等ないようですので、議案第1号、日田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第2号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案第2号、日田市民文化会館の指定管理者の指定の変更についてでございます。</p> <p>本案は、日田市民文化会館の指定管理者であります株式会社ケイミックスが、分社化をいたしまして、会社を設立するというところでございますので、指定管理者の指定の変更を行うものでございます。</p> <p>社会教育課から御説明申し上げます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>それでは、議案第2号、議案集の8ページからでございます。</p> <p>本案につきましては、日田市民文化会館「パトリア日田」の指定管理者でございます株式会社ケイミックスが、公共施設の管理・運営業務部門を分社化して、新たに法人を設立するため、指定管理者</p>

	<p>の名称と指定の期間を変更するものでございます。</p> <p>名称につきましては、変更後の案のとおり、株式会社ケイミックスパブリックビジネス、指定の期間につきましては、平成29年4月3日から平成31年3月31日までに変更するものでございます。</p> <p>議案集10ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>3番の日田市民文化会館の指定管理者の名称及び指定期間の変更についてでございます。</p> <p>今回の分社化につきましては、既に昨年12月20日に株式会社ケイミックスの取締役会の承認を経て、同日の株主総会において可決されたものでございまして、株式会社ケイミックスが有する指定管理業務に関する権利義務は全て新会社が承継するものでございます。</p> <p>なお、新会社の設立予定日は、平成29年4月3日でございます。新会社の所在地及び社長につきましては、現行と変更がないものでございます。</p> <p>次に、議案集11ページでございます。</p> <p>4番の指定管理者に支払う費用につきましては、現在の日田市民文化会館の管理運営体制をそのまま引き継ぎますため、指定管理料として設定をしております債務負担行為に増減は生じないものでございます。</p> <p>なお、5番の、県内他市の状況でございますが、宇佐市、豊後大野市がともに同様の状況が生じており、本市と同様、本年3月の市議会に議案の提案を行うものでございます。</p> <p>以上で御説明を終わります。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第2号、日田市民文化会館の指定管理者の指定の変更について御質問等ございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。</p> <p>それでは、御質疑等ないようですので、原案のとおり可決してもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第2号、日田市民文化会館の指定管理者の指定の変更については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号について説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案第3号、豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、豆田まちづくり歴史交流館の施設といたしまして、旧古賀医院の離れ座敷を整備いたしておりましたが、その離れ座敷を追</p>

<p>文化財保護課長</p>	<p>加するもの、また利用期間の制限を定めることに伴いまして所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>文化財保護課から御説明を申し上げます。</p> <p>議案集の12ページをお願いいたします。</p> <p>豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正をするものでございます。</p> <p>資料のほうで説明をさせていただきますので、ページをめくっていただきまして、14ページをお願いいたします。</p> <p>議案提出の理由といたしましては、先ほど次長が申しましたとおり、豆田まちづくり歴史交流館の施設として、さきの1月20日に保存修理工事が完了いたしました旧古賀医院離れ座敷を追加すること、また豆田まちづくり歴史交流館の利用施設について利用の期間制限を定めることに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>2番目には、公の施設の設置及び管理に関する事項を条例で定める根拠法令を示しております。</p> <p>3番、条例改正の内容につきましては、1つには、平成29年4月1日から旧古賀医院離れ座敷の供用を開始することに伴い、改正前の第3条(3)に、改正後、「旧古賀医院離れ座敷」を加え、改正前の(3)が改正後繰り下がり、(4)といたすものでございます。</p> <p>次に、(2)利用の期間制限についてでございます。</p> <p>豆田まちづくり歴史交流館の長期間利用に対し、利用の期間制限を次のように追加するものです。改正後、(利用の期間制限)第11条の2、交流館の会議室等の利用期間は、同一の利用者が引き続き14日間を超えて利用することができない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>追加の理由といたしまして、昨年、営利目的の利用で、半年程度継続して利用したいとの御相談がありました。最終的に利用には至りませんでした。今後、利用者の公平性の観点から、また次の15ページ上段にありますとおり、各施設を参考とさせていただきます。14日間の利用期間制限を設けたいものでございます。</p> <p>次に、15ページ中段の4番には、旧古賀医院離れ座敷の内容について書かせていただいております。(1)構造は木造平屋建て、(2)延べ床面積65平方メートルでございます。</p> <p>次に、5番、施行の時期につきましては、平成29年4月1日から施行することとしております。</p> <p>なお、資料といたしまして、15ページの下段から、交流館のこれまでの主な経過、ページをおめくりいただきまして、次の16</p>
----------------	---

	<p>ページ、7番、今後の施設整備等の方針、それから8番、その他参考資料といたしまして、旧古賀病院並びに離れ座敷の概要、17ページに地図、18ページに平面図を添付させていただいております。</p> <p>18ページの平面図をご覧いただきたいと思います。18ページの平面図で、少し御説明させていただきたいと思います。</p> <p>平成22年度に交流館の用地の取得を行いまして、以降、図面中央、破線で表示をしております⑥の防火水槽を2基、それから図面左下、①旧古賀医院、その左上、③の防災倉庫、それから図面右上、図面の右端の上でございます②旧船津歯科、そしてこのたび、図面中央やや左になりますが、網かけでお示しをしております④旧古賀医院離れ座敷の保存修理事業が完了をしております。また、来年度予定をしております、図面中央⑧の防災広場の整備を行うことで、この全ての事業が完了する予定となっております。</p> <p>また、19ページ、20ページには、旧古賀医院離れ座敷の外部、それから内部からの写真を掲載をさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。議案第3号、旧古賀医院の離れ座敷の件についてですが、何か御質疑等ございますか。</p>
永 山 委 員	<p>この離れ座敷も、会議室としての利用の申し込みができるということですか。</p>
文化財保護課長	<p>ほかの施設同様に、会議室並びに展示場、そういった利用も可能でございます。</p> <p>なお、料金につきましては、ほかの施設と同様の320円でございます。こちらのほうも、豆田まちづくり歴史交流館以外の施設も参考にさせていただきまして、これまで旧船津歯科、それから旧古賀医院の料金と同等の金額で大丈夫だということで、今回、利用料の改定は行っていないところでございます。</p>
永 山 委 員	<p>会議室という使い方はわかるんですが、さっきおっしゃったような営利の目的であっても断ることはできないということでしょうか。この建物自体が歴史交流館という名称であるので、歴史的なこととか、目的がはっきりしたものに貸すと勝手に私は思い込んでたんですけど、申し込みがあれば、営利目的にでも貸す場合もあるということですか。</p>

文化財保護課長	この条例におきまして、営利を目的とする場合の使用料は、2倍に相当する額と定めておりまして、営利目的でも、特に公的な問題がなければお貸しをできるような施設となっております。
教 育 長	ほかにございますか。
諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者	備品等はどうなっていますか。机や椅子など会議室として借りるときに使用する備品です。
文化財保護課長	台数は限られておりますが、机と椅子はございます。
諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者	借りる人が持ち込むことは可能ですか。
文化財保護課長	はい。必要であればそれも可能です。事前にそういった使い方もお電話でいただければ、机や椅子を持ち込むことも可能だと考えております。
教 育 長	ほかにございますか。
佐 藤 委 員	例えば、茶道のときは、釜で火をたきたいというように、火を扱う催しや施設の中で飲食する催しについての何か細かい規約というのはあるのでしょうか。
文化財保護課長	例えばパトリア日田の場合は、指定した場所以外で火気が使用できないことや飲食禁止というような規定がございますが、こちらの施設では喫煙及び火気使用は、所定の場所で行うことと定められ、細かいところまでは条例には規定はされておられません。 ただし、ほかの公の施設と同様、施設の危険性が伴うような場合には規制が必要になりますので、そういったことは個別に事前にお聞きをして、施設の運営に支障がでないようには取り扱いはしていかねばならないと考えております。
教 育 長	よろしいですか。ほかにございますか。 それでは、議案第3号は原案のとおり可決してよろしいですか。 （「はい」と呼ぶ者あり） それでは、議案第3号、豆田まちづくり歴史交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

<p>教 育 次 長</p>	<p>続きまして、議案第 4 号について説明をお願いします。</p> <p>議案第 4 号、平成 2 8 年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定についてでございます。</p> <p>本案は、咸宜園教育顕彰事業の審査会から答申がございましたので、各賞の受賞者の決定を行うものでございます。</p> <p>咸宜園教育研究センターから御説明を申し上げます。</p>
<p>咸宜園教育研究センター所長</p>	<p>咸宜園教育研究センターでございます。</p> <p>議案集の 2 1 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 号、平成 2 8 年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定について御説明をいたします。</p> <p>平成 2 8 年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者を次の者に決定してよいかお諮りをするものでございます。記載の表によりまして御説明をいたします。</p> <p>受賞部門につきましては、教育文化部門でございます。優秀賞の 名前・団体名は、点訳ボランティア「たんぼぼの会」でございます。作品及び活動名は、咸宜園関連書の点訳及び点訳書の寄贈でございます。</p> <p>審査会におきましては、咸宜園に関する冊子やパンフレットなどを自ら点訳・製本し、咸宜園教育研修センターはもとより市内の施設や視覚障害をお持ちの方々、さらには県立図書館や県立盲学校あるいは県内外の団体に点訳書を寄贈するなど、咸宜園や廣瀬淡窓についての普及・啓発活動が評価されたものでございます。</p> <p>上程の理由といたしましては、咸宜園教育顕彰事業審査会の答申によりまして、受賞者決定を行うものでございます。</p> <p>次に、2 2 ページをお願いいたします。</p> <p>本年度の咸宜園の教育顕彰事業並びに応募状況等について記載をしております。</p> <p>咸宜園教育顕彰事業は平成 2 3 年度より実施し、廣瀬淡窓や咸宜園の調査・研究活動の発展に寄与する論文や著作物、または淡窓が実践した咸宜園教育の普及に貢献した個人及び団体の活動などを「咸宜園の日」記念事業において表彰するものでございます。</p> <p>募集期間を通年募集といたしまして行いましたけれども、学術研究部門の御応募はございませんでした。</p> <p>教育文化部門には 1 件の応募がございまして、昨年 1 2 月 1 9 日に、当センターの運営委員 5 名によりまして審査会を開催いたしまして、優秀賞の候補者が選定されたものでございます。</p> <p>次に、2 3 ページをお願いいたします。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>本日決定をいただきます受賞者につきましては、このページに記載しております、平成28年度咸宜園教育顕彰事業の表彰式典等について（案）でございますが、2月19日開催予定の「咸宜園開塾200年記念事業」の記念式典におきまして表彰を行う予定としております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>咸宜園教育顕彰事業の受賞者の決定についてでございますが、質疑等ございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、原案のとおり可決してもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第4号、平成28年度咸宜園教育顕彰事業の受賞者決定については原案のとおり可決されました。</p> <p>議案は以上でございます。</p> <p>次に、協議事項に入ります。</p> <p>日田市教育行政実施方針（案）について説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、教育総務課から説明させていただきます。</p> <p>本日説明させていただきますのは、別冊1としてお配りさせていただいております日田市教育行政実施方針、平成29年度から33年度までの5カ年の方針でございます。</p> <p>表紙を1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。</p> <p>1ページが、この実施方針の策定に当たって、方針策定の趣旨、方針の期間、構成。進行管理については点検・評価を行いながら実施方針の進行管理に努めていくものでございます。</p> <p>2ページは、日田市の教育大綱でございます。</p> <p>3ページは、教育行政の基本方針を記述させていただいております。</p> <p>4ページが、12月にお示しさせていただきました、この教育行政実施方針の体系図、5ページから8ページは目次となっております。</p> <p>この中で、現在の教育行政実施方針と項目が大きく変わっておりますのは、5ページの大きい項目のⅡ番、学校教育の充実の中の1番、子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実、こちらが今回の教育行政実施方針では主な取組が7項目となっております。現在の実施方針では、この項目が6項目でございます。</p> <p>また、その次の2番目、小中連携・小中一貫教育の推進の中で、主な取組の③番、小中一貫校におけるコミュニティ・スクールの推進、こういった項目を追加しております。</p>

次に、7ページをご覧ください。

大きい項目のⅢ番、誰もがスポーツに親しめる環境づくりの1番、スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、12月の定例教育委員会で御説明させていただきました「日田市スポーツ振興計画」、現在パブリックコメント中ですが、その計画の中から5つの項目、「スポーツ実施率の向上」から5番目の「スポーツボランティアの振興」を見直しさせていただいております。

それから、8ページの大きい項目のⅣ番で、誰もが文化・芸術に親しみ、学べる環境づくり、この中で、こちらは昨年4月の機構改革で、文化振興部門が市長部局から教育委員会に移りましたので、文化・芸術の部分を今回新規で記述をさせていただいております。

9ページ以降が具体的な内容になっておりますが、全部で60ページございますので、主な項目だけ説明させていただきます。

まず、大きなポイントとして、各ページで、指標名と現状値、そして最終年度の平成33年度の目標値を定めておりますが、現在の実施方針では、この項目が40項目でございました。それを点検・評価で先生方からいただいた御意見等を参考にしながら見直しを行いましたところ、現在の案では15項目増えまして、55項目の指標を挙げさせていただいております。

それでは、大きく変わった部分を説明させていただきます。

まず、9ページですが、9ページから10ページにかけては、市民と共に創る教育行政の推進というところで、特に変更した部分は、まず教育委員さんを2名増員したことと、地行法の改正によります条例等の必要な改正をしたこと、それから9ページの(1)の3つ目の項目は追加した部分で、教育委員の活動を積極的に情報発信することとあわせて、10ページの(3)の3つ目の項目の、教育委員さん方にさまざまな研修会等に積極的に参加をしていただきながら、教育行政全般について理解を深めていただいて、当委員会の運営の活性化に努めますというような新しい記述をさせていただいております。

続きまして、11ページでございますが、②の確かな学力の育成の部分で、(1)のイの項目の4つ目の項目ですが、現在、日田市の独自の取組としております漢字検定、英語検定の部分を記述させていただきます。

また、あわせまして、12ページに、5つの目標指標を定めておりますが、こちらも現在の指標の項目等見直しをさせていただきました。

それから、13ページですが、(5)の2つ目の項目の中で、

「地域に愛着を持つ子どもを育みます」ということで、教育大綱の項目の中から、この部分を新たな目標として追加をさせていただいております。したがって、その下の指標名も、2つ目のところをご覧になっていただきたいのですが、新規の取組として、自分の住んでいる地域が好きと答える児童生徒の割合を、平成33年度、小学校では80%、中学校も80%の目標数値に達するような取組を行うというような記述をさせていただいております。

続きまして14ページですが、こちらは、健康・体力づくりの推進の部分です。

2つ目の黒い四角の部分をご覧ください。これまでなかった、薬物乱用防止教育やアレルギー疾患に対する取組、それから4つ目の黒四角では、フッ化物洗口に現在取り組んでおりますが、こういったものを具体的に記述させていただきました。

次に、15及び16ページにつきましては、いじめや不登校対策として、未然防止対策の充実と早期発見、早期対応の徹底を基本とした方針を盛り込んでおります。具体的には、17ページの上のほうにございますが、欠席1日目、2日目、3日目とどのような対応を組織的に行うというようなものもこちらに書かせていただいております。

17ページの⑥一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実の部分は、特別支援教育の部分も一緒に記述させていただいております。

続きまして、20ページをご覧ください。

こちらは、小中連携・小中一貫教育の推進の部分ですが、特に大きく変えた部分は、21ページに、小中一貫校におけるコミュニティ・スクールの推進を追加項目として挙げさせていただいております。御案内のとおり、平成30年度には、津江小中、大山小中、そして31年度には大明小中学校をコミュニティ・スクールに指定するというような具体的な目標も掲げております。

22ページからは、学校人権教育の充実の部分でございます。

こちらについては、4つの大きい項目のうち、2つの項目を少し見直しさせていただくのとあわせて、指標も少し見直しさせていただいております。

26ページからが、大きい項目の、安全で安心な学校づくりの推進という項目になります。

26ページに書いておりますが、市教委では、現在、津江小中学校の体育館と運動場の改修を行っており、これをもちまして全ての耐震対応策が終了するということをきちんと表示させていただいております。

それから、具体的に取り組む項目として、27ページの黒い四角の2つ目ですが、中ほどに、特に学校や育友会から希望の多い小中学校の特別教室棟、図書室や音楽室、さらに、コミュニティ・スクールも進めていきますので、会議室などへの空調機の設置という項目、また、コミュニティ・スクールを推進していきますので、それに応じた学校施設の整備に配慮するという記述もしております。

あわせて、27ページ、下のほうの(2)バリアフリー対策の取組も、今回、具体的にエレベーターの設置やトイレの洋式化等という言葉も追加をさせていただいております。

28ページは、下のほうですが、②児童生徒の安全確保の部分は、防災教育、防災対策という項目を今回新たに追加しております。

29ページからは、豊かで適正な教育環境の整備ということで、こちらはICT、インフォメーションコミュニケーションテクノロジーと申しますが、学校内に無線LANを配置するとか、そういった目標を定めました日田市教育情報化推進計画に基づいた取組を進めていきますという文言も入れております。

また、31ページに、家庭・地域と協働した学校づくりの推進という部分がございますが、32ページの(3)で、先ほど小中一貫校のコミュニティ・スクールの取組について御説明いたしました。ここでは一貫校以外のコミュニティ・スクールの推進の記述とあわせて、指標の部分に、コミュニティ・スクールに指定された学校の割合ということで、現在指定校はございませんが、33年度までには90%にもっていききたいという具体的な指標も書かせていただいております。

次に32ページ、下のほうの、安全・安心な学校給食の提供の部分では、33ページに、食物アレルギーの子供たちへの対応を今回少し充実した形で書かせていただいております。

続きまして、36ページからは、社会教育の充実でございます。

社会教育で大きく変わったのが、複合文化施設A O S E（アオーゼ）の完成とあわせて、新たな博物館と美術展示ギャラリーがございますので、全体的にこういった新たな施設を充実しましたので、積極的に活用していきますという取組を書いております。

特に、42ページ、博物館の部分ですが、①の博物館施設の整備と機能の充実の中の黒い四角の2つ目でございますが、「市民や子どもたちに自らの知識や価値観を伝え、共有できるよう普及啓発する人材の確保が必要です」と学芸員の配置が必要ということが現状の課題にあります。

こういうものを受けて、43ページの上のほうの(5)、「専門

的な知識を持つ学芸員の配置に努めていきます」と記述しております。

次に、48ページからが、スポーツ・レクリエーションの振興ということで、先ほど御説明させていただきましたが、日田市のスポーツ振興計画をもとにして、大幅な見直しをさせていただいております。大きくは、「スポーツ実施率の向上」「競技スポーツの振興」「スポーツによる交流人口の増加」「施設利用状況の向上」「スポーツボランティアの振興」の5つの項目を記述させていただいております。

特に、スポーツによる交流人口ということで、32回オリンピック、東京パラリンピックのキャンプ地誘致を行うことでシティセルスの強化にも努めていくという文言も書かせていただきました。

54ページからが、文化財の部分でございます。

ここで特に変わった部分ですが、54ページの一番上の①ですが、保存と活用に向けた環境の整備の中で、黒い四角の1番目の2段落目の部分で、今年取得しました旧労働金庫跡、西塾跡地の遺跡の調査に着手するという事で新たな項目を追加させていただいております。

55ページ以降は、具体的に取り組む内容等を記載しておりますが、特に55ページの、愛護意識の高揚と愛護活動への支援の中で、①の文化財の普及啓発の推進では、今回、ユネスコの無形文化遺産に登録された日田祇園曳山行事や咸宜園の日本遺産認定といった記述もさせていただきました。それを受けて、56ページ、58ページの、それぞれ指標等も見直しをさせていただいたところがございます。

最後に、58ページ、大きい項目のIV番、誰もが文化・芸術を親しみ、学べる環境づくりの部分では、現在パブリックコメントを行っています文化振興基本計画から必要な部分を抜き出した記述となっております。

ここで特に、黒四角の2つ目で、平成30年には第33回の国民文化祭が大分県で開催されるという記述をさせていただいております。

少しページ数が多いために、割愛して説明させていただきましたが、内容的には、かなりの部分で見直しを行い、あわせて指標名や数値等の見直しも行い、先生方からいただいた御意見を、今回策定いたします実施方針に反映させ案をつくったところがございます。

なお、委員の皆様方には、本日の委員会の後でも、ご意見等を文書でもいただけるようにしております。ご意見等をいただいた後、再度修正させていただいて、教育長まで決裁いただいた後に、来週

<p>教 育 長</p>	<p>中にはパブリックコメントにかけて1カ月間意見を募集して、再度修正を行った上で教育委員さん方にお諮りをしたいという日程で考えております。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>大変ボリュームのある内容ですが、教育大綱を意識して作成したということですね。</p> <p>今、課長のほうから説明があつて、またこの場で御意見をお伺いし、また後ほどお帰りになってからもまた御意見等があればお伺いしたいということではありますが、ここで御意見や御質疑等があればお伺いしたいと思います。</p>
<p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p>	<p>一生懸命皆さんで頭をひねってつくってくれたと思うんですが、教育大綱の基本理念の「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」、自分も関わっていて手前みそですが、結構いいなとは思いますが、その後の目次をずっと見てみますと、上半の「未来を切り拓き」という、たくましい子供をつくる内容というのは結構あるんです。ただ、「ふるさとを愛するひとづくり」について、このまま目次を読んだときに、これに関連する内容は、全然なくはないんですが、余り感じられないんです。</p> <p>「ふるさとを愛するひとづくり」というのは、結局、特に周辺部なんかそうですけど、地域振興、まちづくりと学校の存続がもう一体化していて、それぞれの地域は何とか人を集めたいと思っているような状況の中、学校にも子供たちの人数を増やしたいと。日田市の学校はとってでもいい内容がたくさんあるんだけど、それを発信し切れているのかなというところがあつて、何かもったいないなという感じもあります。それは、外に発信するというのも当然なんですけど、内向き、地元の方、それから学校で学んでる子供たちに伝えていく、掘り起こしていくというような作業があつて初めてふるさとの良さをみんなお互い共有をして、それをもってふるさとを愛するようになる。ひいてはここで一生生きていこう、よそに出てもやっぱり帰ってここで暮らそうというようなことにもつながっていくんだろうと思います。そういうところを見たときに、項目として、ふるさとの魅力を伝えようとか、教えようとか、学ぼうとか、掘り起こそうとかいうようなところのことが余りないんです。それぞれのところは関連はしているんですけど。</p> <p>今度新しく入れられていました12ページから13ページにかけての豊かな心の育成というところで、中を見ると、「郷土を誇りに思い、郷土を愛する心を育みます」とか、表の少し上の「地域と連</p>

携した道徳教育により、地域に愛着を持つ子どもを育みます」というところでちょこちょこ出てはきてるんです。ただ、道徳教育というのもそうなんですけれど、地域教育というか、そういうような地域の良さをみんなで学ぶ、共有するようなところが、多分ふるさとを愛する心の育成を図るためには必要ではないかと思うんですが、その辺が少し項目として出てきてもいいのかなという感じがしました。どうしたらいいというのは私もよくわかりませんが、その部分は必要ではないかなというのが、学校教育にしてもそうですし、社会教育にしてもその辺が必要かなというような感じがしました。意見です。

関連してですが、たまたまなんですけど、市長部局とかいうのは当然地域づくりしていますので、ひた暮らし推進室のほうで、移住者を一生懸命受け入れようとして、各地域に移住者を受け入れる地域ありませんかと手を挙げてもらっていて、3地域ぐらい手を挙げたところに、それでは、どんな地域の良さがあるのか挙げてくださいというような表をつくって、今、集めてらっしゃるんです。集めているんですが、その中に、例えば夜明のほうで手を挙げていて、人が来てほしいという状況の中に、ケーブルテレビがあるとか、どういう位置にあるとか、中学校、小学校は小中一貫教育ですとかいうようなところがあるんです。

例えば移住をしてそこに住もうと思う人は、学校側からいうと、ここにはとってもいい小中学校がありますよね。よそから見たらうらやましいぐらいの学校があって、そのことを学校側というか、教育委員会側から、もう既に持っていると思います、いろんなお知らせは、学校で。そういうものを、ひた暮らし推進室みたいな、今やろうとしてるところに提供してやると、ものすごく充実したPRができるんじゃないかなと思います。わざわざ学校だけで外にPRするというのは大変なんですけど、今やろうとしてるところと一緒に乗っかって、地域の良さの中に特に学校の良さを入れてやって、地域振興とともに学校の充実につなげていくというのはいいことではないかなと思うので、これは市長部局との連携の話になるかもしれませんが、そういったところで、私は学校訪問とかさせてもらっていて、市内の学校はとってもいい学校がたくさんあるので、もっともっと学校が、外向けにPRするようなところにも利用していったいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

教 育 長

大変貴重な御意見だと思いますが、回答はありますか。

<p>教 育 次 長</p>	<p>大変貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>やはり情報の発信という部分、今、ホームページ等があります。それからSNS等ありますが、教育委員会の中で、情報の共有といえますか、こんないいことをしていますというような部分の提供、売り出すべき情報、日田市をPRすべき情報の一つに確かになってこようと思います。そのあたりの取組につきまして、今後、関係する各課との情報共有を進めてまいりたいと思います。</p> <p>御意見ありがとうございました。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>先ほどの御意見は、いつも諫本委員や永山委員のほうから、小中一貫校を見ていただいたときに、こんないい図書館があるので、もっと情報発信をということで言われておりました。言葉だけで言いますと、「ふるさと」とか「ふるさとを愛する」というのはこの中に入れさせていただいておりますし、特にスポーツの部分では、日田市の顔であります川の部分も少し配慮して入れさせていただきました。</p> <p>今いただいた諫本委員の御意見ですが、9ページの下の方の(1)で、積極的な情報公開・情報把握の推進ということで、3つ目の項目に、「教育委員の活動を積極的に情報発信することで、市民の教育委員会への理解を深める取組を進めます」ということと、1つ目の項目に、「広報紙やホームページを活用し、施策や予算、イベント、教育委員の教育に対する思いや考えを積極的に公開します」ということを今回書かせていただきました。</p> <p>この内容は、先ほどいただいた諫本委員からの御意見ですと、市内の小中学校が30校ありますので、各学校のホームページでそれぞれの学校の得意な取組を紹介するのもあるでしょうが、私としては、やはり教育総務課で、教育に限らず、スポーツ、社会教育、文化財、いろんな部分で日田市には、他市に誇る施設や文化財などがありますので、そういったところはホームページに教育委員会の別のページをつくって、今、ちょうど情報課でホームページの見直しを行っておりますので、これにあわせて、写真を掲載するなどして情報発信していくようなことを考えたかどうかということで、総務企画係に、今日、話をしたところでございました。その点については、検討させていただきます。</p>
<p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p>	<p>ぜひお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>今、私も諫本委員さんの御意見をお聞きして、やはりもう一度、</p>

	<p>言葉に「ふるさと」とかあるのはあるものの、13ページの(3)に多様な体験活動の実施として、「各学校において、「ふるさとを愛する心」の育成を図るため」とあるものの、そのために「校外での体験活動や講師を招いての講演」というような当たり前の文章になっているので、少し、せっかく書いているので、アピールできるような、少し踏み込んでもいいのかなと思います。例えば自然であるとか作業とか、農林業とか、そういう言葉を書いてもいいかなと。一つ扱うと難しいですが、パブリックコメントもあるので、またもう一回いろいろな意見を聞きながら、より精度の高いものにしていくと思います。</p> <p>確かに教育大綱を意識してつくっているものの、何か今までとの整合性があるって、教育大綱の言葉、例えば「夢」とか「誇り」とかいう言葉がタイトルでは出てきているが、この中で、たくましく生きるというのはどういうことかというのが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とかこれまでの言葉になってるので、その辺も、アピールするなら思い切って変えてもいいのかなという感じはします。「確かな学力」とか「健やかな体」と言っておけば無難ですが、やはり教育大綱を一生懸命、教育委員の皆さんの御意見をを入れてつくったので。今、諫本委員の意見も聞きながら、もう一度よりよいものができるように見ていければなと思ったところです。いろいろ扱ったばかりに全体のバランスが崩れてしまうと悪いです。</p>
<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>ほかのところは、とつてもまとまっていると思います。それを変更することで、めちゃくちゃになるのは本末転倒なところもあるので、やり方としては、先ほど総務課長が言われた情報発信のところでPRする、日田市の学校環境とか教育のところを「PRすることに努めます」とかいうように、内容はそんなに変わりませんが、学校としても、子供たちにそういう地域の良さを伝えますとかいうようなことが少し入れば、ほかのどこを変える必要はないのかなという感じはします。</p>
<p>教 育 長 佐 藤 委 員</p>	<p>ほかにございますか。</p> <p>23ページの②の黒い四角の一番最後、「自己肯定感など「人権感覚」」という文章があるんですけども、「人権における技能的側面の更なる習得や」という言葉が、次のページ、24ページに、上から3つ目の項目に、やはり「人権感覚の技能的側面であるコミュニケーション能力」というように書かれているので、ああ、こ</p>

	<p>の技能的側面というのはコミュニケーション能力のことを指しているんだなというのはわかるんですけども、言葉自体が、例えば障害を持っておられる方とかがこの文章を読んだときに、何となく冷たいというか、違和感を受ける可能性があるのではないかと。技能的というように書かずに、例えば、相手に対する理解を深めるためのコミュニケーション能力というような書き方で変えられないかなというように感じたんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>人 権 ・ 同 和 教 育 室 長</p>	<p>実は技能的側面というのは、文科省が出している人権教育指導法の在り方について「第3次とりまとめ」の中の言葉になります。「知識的側面」というのと「価値・態度的側面」、つまり「技能的側面」です。その3つが関連して、実際、差別をなくす具体的行動につながるという意味での技能的側面と、これは用語になってしまっています。ですから、必ずしも技能というのが障害を持った方にどうのこうのとか、そういう問題ではここではないと私は思っています。</p>
<p>佐 藤 委 員</p>	<p>それはわかるんですけど、これをもし日田市の方が読んだときには、少し引っかかる方もおられるのではないかと思うので、もう少し柔らかい言葉で書きかえることはできないのでしょうか。文科省のとおりではなくて。</p>
<p>人 権 ・ 同 和 教 育 室 長</p>	<p>検討します。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>もし、ほかの言葉で説明できるような言葉があれば、検討してみてください。行政にいと、文科省が出した言葉は間違いなからそれを使う、県教委が出した言葉を使っておけば間違いなという意識になりがちですが、市民の方が見たときに本当にそれが伝わっていくのかということも意識しながらつくっていかなければいけなかなというように思います。よろしくお願ひします。</p> <p>ほかにございますか。どうぞ。</p>
<p>永 山 委 員</p>	<p>32ページのコミュニティ・スクールの推進のところですか。21ページの小中一貫校におけるコミュニティ・スクールでは、今導入している津江とか大山の学校名が書かれているんですけど、32ページのほうでは、たしか三芳小学校も指定校になっていたのではないかと思ったんですけど、特に記述していないのは何か理由があるのでしょうか。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>32ページは、いわゆる小中一貫校に限らず、コミュニティ・スクールそのものとして、ここの指標にもありますが、平成33年度は90%、非常に多くの学校を指定したいと考えているところです。確かに三芳小学校もコミュニティ・スクールを推進していますが、ここでは記載はしておりません。</p> <p>ただ、3つの小中一貫校については、コミュニティ・スクールの側面も持ちながら、学校運営協議会を合同でできるとか、特色ある取組ができますので、21ページでは大山小・中、津江小・中をコミュニティ・スクールを活用して、小中一貫校を進めていきますと記載しています。三芳小学校を含めた全体では、32ページにコミュニティ・スクールは引き続き取り組んでいきますと記載しており学校名は記載していません。</p> <p>ですから、全体としては32ページ、小中一貫校の3校については21ページにも記載しているというところです。</p>
<p>永山委員</p>	<p>今取り組んでいる学校の中で、三芳小学校だけがこの中に学校名が出てこないの、せっかく取り組んでいるのに出てこないの、と思ひ質問しました。</p> <p>御検討いただければと思います。</p> <p>それから、続けて質問してもいいですか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>永山委員</p>	<p>33ページのところです。一番上、学校給食のアレルギーについて、随分詳しく書いていただいて、随分前進したと思いますが、アレルギーに関してはすごく今世間での関心も高いし、実際のところ、命にかかわるような問題にもなりかねないというので、保護者の方からのいろんな御意見もいただくことが多いです。</p> <p>それで、今後、例えばアレルギーについての専門の栄養士さんであるとか、相談窓口ですとか、何かそういう保護者に安心していただくような取組をしていく予定はないでしょうか。</p>
<p>学 校 給 食 セ ン タ ー 長</p>	<p>アレルギー対応については、ここに書かれておりますとおり、文部科学省作成の食物アレルギー対応指針というのを参考として対応を考えているのですが、現在、献立を作成していますが、県の栄養士2名で、この栄養士によってアレルギーの表示をしています。保護者からの対応については、現在のところ、まだ決まっていないのですが、慎重に対応していきたいと考えております。</p>

永山委員	<p>長い目で見ていただいて、ずっと先でもいいんですけど、多分、アレルギーの子どもは増えていく、実際増えてきているので、何年後かでもそういう相談窓口を設けることができるのか、何かそういうのがあるといいなと思いました。</p>
学校給食センター長	<p>このアレルギー対応の件ですが、33ページにございますとおり、各学校におきまして、「日田市小中学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の対応について」というようなガイドラインに基づきまして、現在、保護者の方と十分な連携を図っているところでございます。学校で十分に把握しています。</p> <p>さらに、給食においては、アレルギーの物質を含む食材等について、献立表の中にその表示をする。さらに、献立表が出ましたら、再度確認をするというような対応を現在とっているところでございます。今回、それに加えて、さらに各共同調理場においてマニュアルを整理していくという対応をとっていく予定でございます。</p> <p>今後、さらに増えてくるというようなことが想定されますが、そういった食物アレルギー事故防止の徹底を図る必要があると考えているところでございます。</p>
永山委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一つ、いいですか。</p> <p>42ページの博物館のところですか。下の(2)のところ、学校や公民館との連携ということで、日田市内の小学校、中学校の児童生徒さんたちは、かなりこの新しいA O S E (アオーゼ)について親しみも持ってくれていて、いいのができたというのを知っているんですけど、日田市内の高校生たちが、すごくいいものができたということ知らないんです。何故かというと、高校は特に学校がまとまって見学というのがなかなか機会がないようです。これから大人になって日田を背負っていくはずの高校生たちが、あんないいものをよく知らないってすごくもったいないので。高校生が、ちょっと用事があって行ったときに、あんな建物ができていることを知らなかったと、でもただで使えるのかどうかわからないって言っていました。ですから、もっと高校生にも気軽に来ってもらうようなチラシの配布など、何かそういうことを学校との連携の中に、義務教育の枠を少し超えたところでも入れていただけないかと思いました。</p>
博物館長	<p>おっしゃるとおり、今まで小中学校を対象には御案内などしていましたが、高校については、特別に御案内などしていません。</p>

	<p>日田高については、スーパーサイエンスハイスクールということで指定を受けておりました、その関係で、日田高生については既に博物館に来て、「廣瀬久兵衛と小ヶ瀬井路展」を見ていただいております。その他の高校につきましては、個人で来てる方はいますが、学校単位で来てるといふところはございませんので、他の高校についても、今後、御案内等周知をしていきたいと思っております。</p>
永 山 委 員	<p>ぜひお願いします。 以上です。ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>ほかにございますか。よろしいですか。 それでは、今の御意見を参考にしながら、また引き続き検討してみてください。 次に、報告事項について、説明をお願いします。</p>
書 記	<p>それでは、議案集の24ページをお願いいたします。 報告第1号、平成28年12月期分の寄附採納についての御報告でございます。 まず、地区寄附の採納でございますが、4件となっております、1件目が日田市立北部中学校育友会様から北部中学校へ防球ネット32万4,000円相当を御寄附いただいております。 次に、清水町の井上太香美様から北部中学校と三和小学校へ、図書購入費として、それぞれ5万円を御寄附いただいております。井上様には、平成13年から毎年御寄付をいただいております。 次に、日田市立三和小学校育友会様から三和小学校へ、加湿器2台、ルームエアコン3台、テント2張、合わせまして77万1,863円相当を御寄附いただいております。 次に、一般寄附の採納が、3件となっております。 1件目が、匠プロモーション株式会社、代表取締役、小坂達也様から、市内の各小学校へ、書籍「因幡の白うさぎ」141冊を御寄附いただいております。 なお、市内の保育園、幼稚園にも同様の御寄附をいただいているところでございます。 次に、下飛田小児科院長、下飛田毅様から、桂林小学校へ、朝日写真ニュース1年分を御寄附いただいております。 次に、大山町の刀根実幸様から、市内小中学校の全学級と特別教室、保健室へ、御自身が作製されましたオリジナルのチャリティーカレンダー2017、17万7,600円相当を御寄附いただいております。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>12月につきましては、以上7件で、金額が10万円と物品相当額133万3,463円となっております、合わせまして143万3,463円相当の御寄附をいただいております。</p> <p>報告第1号につきましては、以上でございます。</p> <p>寄附採納についてですが、御質問等ございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、その他についてお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、2月期の定例教育委員会の日程でございます。</p> <p>2月23日、1時半から勉強会、3時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。また、同日の午前10時から、奨学資金運営委員会もあわせてお願いをしたいと思いますので、日程調整をよろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>一日になりますね。そういうことでよろしくお願いします。</p> <p>ほかにごございますか。</p> <p>ないようですので、これを持ちまして1月の教育委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後4時14分</p>